

【 緊急経営支援金の支給対象、支給額 】

		道支援金に上乗せ			市の独自支援	
支 給 額	50 万 円	市支給 20万円				
	40 万 円		市支給 20万円			
	30 万 円	道支給 30万円		市支給 20万円		
	20 万 円		道支給 20万円			
	10 万 円			道支給 10万円	市支給 10万円	市支給 10万円
対 象 者 概 要	1. 北海道知事の要請により休止する施設を市内で営む事業者 スナック、バー、カラオケボックス、 旅行代理店、宝石類販売店など		2. 酒類の提供がある飲食店で、午後7時以後に酒類の提供を取り止めた飲食店を市内で営む事業者		3. 左記1～2以外の飲食店又は小売業を市内で営む事業者	
	4. 左記1～3以外の事業者のうち別表に掲げる業種を市内で営む事業者		法人 個人事業者	法人 個人事業者	法人 個人事業者	法人 個人事業者

※「法人」とは、芦別市に本店を有する法人をいいます。

※「個人事業者」とは、芦別市に住所を有する個人事業者をいいます。

※令和2年4月16日時点で営業しているものを対象とします。

※複数の事業所を経営する一法人又は一個人事業主については1件の支給とします。

※通年で営業を行っていない場合は、対象となりません。

※「飲食店」とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）による飲食店をいいます。

※「小売業」とは、日本標準産業分類による小売業（無店舗小売業を除く）をいいます。

※3には、酒類の提供がある飲食店で、午後7時以後も酒類の提供を取り止めない飲食店を市内で営む事業者を含みます。

※市の支援金は、予算が市議会で議決された場合に実施します。

※北海道による支援金は、予算が道議会で議決された場合に実施されます。